

神山 栄治 著『フランス近代初等教育制度史研究 1800-1815』

羽場 勝子*

フランスにおいて民衆の初等教育は、どのようにして、いかなる経緯を経て国家的制度の中に組み込まれていったのであろうか。

著者は、フランスにおける民衆教育制度は、「ナポレオン学制」と呼ばれる帝国大学の成立時にその基礎を固めたと考え、小学校が大学と言う国家行政制度に組み込まれていく過程を明らかにすることによってこの問い合わせている。著者は、この時代を三区分（第1期：1800-1815年、第2期：1815-1830年、第3期：1830-1845年）している。本書は、ナポレオンの時代である第1期を取り上げ、キリスト教学校修士会の働きに光を当て、これに評価を与えていている。

1800年フランスは政治的、社会的な危機的状況に置かれた。ナポレオンは、このことの原因を、国民の国家に対する敬愛心と国民を国家に結び付ける統合精神の欠如であるとし、「教育は人間の必要物であるが、何にもまして、それは社会の必要物である。…德育のない知育も、道徳なき德育も、宗教なき德育もない」とした。そして、公教育の基底に「フランス国民の大多数の宗教」（即ち、カトリック）を設定し、小学校におけるABCと共に宗教の学習の必要性とその効果を認めた。

ナポレオンは、フランスを立て直すために、さらに「大学」という制度を通して、独自の教育改革を行った。社会にある二つの階級に分かれて存在した高等教育から初等教育までの種々の学校を「大学」という教育機関にまとめ、管理させる方策を探った。

本書は、この時代（1800年-1815年）における初等教育の成立の経過を8章に分けて詳述している。

- 第1章 「共和制 10年公教育一般法の成立過程と小学校」
- 第2章 「共和暦 10年公教育一般法と小学校」
- 第3章 「帝国大学基本法の成立過程と小学校」
- 第4章 「帝国大学の組織と小学校」

- 第5章 「帝国大学体制の小学校」
- 第6章 「キリスト教学校修士会の再建」
- 第7章 「初等教員養成制度」
- 第8章 「帝国大学とキリスト教学校」

第1章と第2章では、小共和暦10年の公教育一般法の成立過程にみるフランスの小学校的組織原理と各地の小学校とキリスト教学校修士会の実態が述べられている。

第3章から第8章までは、帝国大学基本法と小学校に関する研究である。

本書評では、カトリック教育学の立場から、第6章を取り上げ紹介したい。

1801年ナポレオンは、宗教協約を締約し、革命後のフランスに相応しい宗教制度を構築した。これにより、カトリックは準国家的な宗教になった。しかし、若干の女子修道会（貧困階級の慈善と救護のかたわら教育にも従事していた）の他は、修道会は認可されず、会員は国内外に隠れたり、還俗していた。やがて、革命時に四散していたキリスト教学校修士は、自治体の要請に応え、キリスト教学校を再開し、世論の支持を受けるようになった。1804年、リヨンのキリスト教学校修士会は、ナポレオンより貧民教育に従事する許可を受けた。修道会が解散させられて以降、グループで共同生活をし、私的な学校で教えていた元修士たちもいたが、多くは結婚したり教職を離れたりしていた。内務大臣が課した「知事統計」と県議会の意見収録では、多くの知事が公教育長館にキリスト教学校修士の再興を喫緊の要望として伝えている。しかし、修士たちは、修道会としては認められていなかったが、政府公認の「キリスト教学校修士団」という名称で、1804年初めにナポレオンの「承認」を得た。

1806年に帝国大学の設立が公布されると、皇帝の命で、帝国大学の組織案が参事院に提出されたが、議員からは、猛反対を受けた。その理由の一つが、小学校に関するキリスト教学校修士についての1条

*はばかつこ（上智短期大学）

であった。(102条：大学総長は、キリスト教学校修士に免許を与え、彼らを奨励する。大学総長は、キリスト教学校修士の会則を査証し、彼らの先生を受理し、彼らに特別の衣服の着用を命じ、彼らの学校を監督させる。これらの修道会の上長は、大学の構成員になることができる。)

皇帝は、参事院のキリスト教学校修士に対する嫌悪や敵意が度を越す偏見であると指摘し、世論の動向に目を向けさせた。キリスト教学校修士会に対する政府の肩入れが、数多くの修道会の復活に糸口を与えるのではないかという危惧に、ナポレオンは、「その為には、彼らを大学に囲い込むしかないであろう。」と反撃した。彼は、キリスト教学校修士会を大学の枠内におくことで、修士会を大学の事業に参画させ、大学の監視に置くと同時に世論の期待にも応える一石二鳥を狙ったのであった。1808年3月の「大学憲章」(「大学組織デクレ」)では、大学総長が、キリスト教学校修士に免許を与え、会則の査証、宣誓の受理、特別な衣服の着用の命令などの特権と免許を与えていた。

このようにして、キリスト教学校修士会員は、大学の監督下で、フランス全国の小学校で教えることになるが、そこには色々な問題も生じた。まず、自治体が設置するキリスト教学校が、「小学校」であるのか、内務省が管轄する「慈善学校」(内務省が管轄)であるのかという問題であった。キリスト教学校修士会は、大学の下にある「小学校」を主張した。キリスト教学校修士会は、大学の下にある「小学校」を主張した。しかし、小学校は親が授業料を支払うのが原則で、授業料無償の貧困者は、児童全体の五分の一以下に抑えられていた。修士会の学校は、全員無償が原則であった。授業料が無ければ市町村の小学校は経済的に成り立たず、授業料が有料であればキリスト教学校修士は学校で働けなかった当時のフランスの小学校は、冬季だけに開かれており、教師は、1年の大半を他の仕事に従事しなければならなかつた。一般的に教師の質が低く、その為に、キリスト教学校修士会の教員が歓迎されたのである。このような状況から、小学校教員の数の補充と質の向上が注目されるようになり、師範学級、師範学校が各地に創設された。キリスト教学校修士会では、大学の経済的支援を受けて、修練院で教員養成をした。その上、修士たちには、兵役免除、免許状、制服着用などの恩典が与えられた。市町村がキリスト教学校修士を招聘する時、住居の他、最低3名の修士の

年間俸給が必要であり、貧しい市町村には負担できなかつた。このように、修士会は大学の庇護の中で、自己の初等教育の事業を固めていった。

本著は、著者が東北大学に提出した同じ題名の博士論文の第1章と第10章を除く全8章を加修正した内容である。第8章の後に14ページの短い「結章」がある。ここでは、著者は詳細な資料から離れて1800年から15年間のフランスの初等教育の成立過程の問題点をまとめている。まず、国民の「無知」の問題である。近代国家成立のために、国民の「無知」が政府の最大の敵であるとし、その為には何より国民の大多数を占める民衆の初等教育が必要であり、国家はあらゆる力を結集して教育制度の確立に尽力した。次に、都市と農村の教育の格差である。1800年に小学校が「無」であった市町村は、15年たつても依然として「無」であった。都市と農村の教育の格差はますます広がつた。市町村と小教区教会、知事と司教、知事と国家、市町村・知事と大学など小学校をとりまく、様々な組織の葛藤を通して、この時代の初等教育制度は大学組織に吸収されていった。しかし、ナポレオンの失墜と共に、第一期の終末を迎えた。

フランス革命期に学区教育に従事した修道会の多くは、学校を全滅され、古文書を散逸している。私が属する修道会を知っているだけに、キリスト教学校修士会を始め当時の膨大な史料・資料を収集した努力に敬意を表したい。

著者は、国立教育研究所と国立図書館、国立古文書図書館を中心に資料の収集をしておられるが、各地方の司教館やキリスト教学校修士会の古文書館などにも、答辞を知る貴重な資料が残っているに違いない。こうした為政者とは反対のサイドの資料を発掘することによって、より偏りのない正確な歴史を解明することも、本書に残された課題であろう。

また本著では、女子教育に触れられていない。フランスでは、17世紀半ばから、多くの女子教育修道会が誕生し、特に貧民救済や民衆教育に従事している。ナポレオンでさえ、全修道会の存在を認めないとあって、いくつかの女子修道会を例外として認めている。公教育の枠外で、発展したフランスの女子の学校教育は、どのように公教育の「学制」に合流したのであろうか? フランスの「学制」が、明治維新直後におけるわが国の「学制」(明治5年)に大きな影響を与え、女子の義務教育が断行されているだけに、著者の第2期以降の研究を期待したい。

「キリスト教学校修士会」と言えば、函館と鹿児島の大学受験校「ラサール学園」しか知らなかった私にとって、本書が取り上げたフランスの田舎の小学校で、「無能の修士たち」と呼ばれながらも、混乱の社会の中で初等教育に専念した修士たちの存在を知

ったことは幸いであった。カトリック教育関係者には是非一読を勧めたい良書である。

神山栄治著『フランス近代初等教育制度史研究 1800-1815』、学術出版社(〒112-0012 東京都文京区大塚 3-8-2)、2009 年 7 月、A5 判、619 頁、8,400 円、
ISBN:978-4-284-101077